

シンナー乱用防止マニュアル

# やったらあかんシンナー乱用



大阪市



麻薬・覚せい剤・シンナーなどの薬物乱用は、身体と心をむしばみ家庭を壊し、社会の秩序を乱し、凶悪犯罪の原因にもなります。また、薬物乱用者の実に6割強までが青少年期にシンナー乱用の経験を持っていることを考えると、「シンナー

乱用」は、まさに麻薬や覚せい剤への入り口になっているといっても過言ではありません。

小学生や中学生の大半は、「シンナー乱用は悪い」ということを知っています。でも、「なぜ悪いのか」「乱用するとどう良くないのか」について正しく答えられる人は非常に少ないのが現状です。「シンナーを吸っている少年を見かけたらどうすべきなのか」「自分の子どもがシンナーを吸っていたら親としてどう対処したらいいのか」…皆さんは正しく答えられるでしょうか。

#### \*1「シンナー」とは

塗料・インク・接着剤等の希釈剤（うすめ液）として使用される有機溶剤混合物の一般呼称で、その多くがトルエン・キシレン・メチルアルコール・酢酸エチル・ガソリン等3～4種類の有機溶剤混合物なのです。



#### \*2「有機溶剤」とは

常温常圧のもとで揮発性に富み、脂質をよく溶かす性質があり、化学物質としては極めて多様なものがあります。接着剤、塗料、金属洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤などに広く使用されています。

## 「遊び」ではすまされない「シンナー乱用」

### \*3「シンナー乱用」とは

シンナーに代表される有機溶剤の蒸気を故意に吸入して、現実には味わえない多幸感・恍惚感などを得ようとする行為を一般に「シンナー乱用」といいます。

「シンナー乱用」は、昭和38年頃から都市部において、十代の少年を中心に流行し始め、昭和43年頃から全国に広がりました。乱用者のほとんどが十代の少年であったため、重大な社会問題となりました。

今日では低年齢化し、最近では小学校高学年の乱用例もあります。

### 「シンナー乱用」は犯罪です

麻薬や覚せい剤は、乱用すればもちろんのこと、所持しているだけでも犯罪になります。

これは皆さんもよく知っていることだと思います。

では、シンナーについてはどうでしょうか。

毒物及び劇物取締法は、シンナー等を「みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない」とし、さらに「違反した者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定しています。

また、乱用することを知りながら販売した者は、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられます。たとえ未成年者であっても、悪質な場合には懲役に処せられるのです。



# 身体と心をむしばむシンナーの害を知ってください。

## シンナー等の有機溶剤乱用による健康上の問題

シンナーとは、一般的にシンナー、接着剤などの有機溶剤のことで、含まれているトルエンや酢酸エチルに有害な作用があり、身体各部のいたるところにさまざまな障害を起こします。

少年期のちょっとした遊び心からシンナーを吸い始め、やがてシンナーなしではいられなくなり（有機溶剤依存症）、長期にわたって乱用した結果、脳萎縮〔※〕やさまざまな精神症状〔※※〕が現れ、一生を台無しにしてしまう悲惨なケースもあります。

シンナーの害から、身体と心の健康を守るためには、一日も早く乱用をやめる以外に方法はありません。

### 〔※〕 脳萎縮

脂質に富んだ脳細胞が脂質を溶かす有機溶剤によって破壊されて脳萎縮が起こります。従って回復することはありません。



正常な脳のCTスキャン像      シンナー中毒で小さくなった脳のCTスキャン像

### 〔※※〕 シンナー乱用による精神症状

シンナー乱用による精神症状は、乱用をやめて治療を受け、通常の生活に戻っても、ストレスや疲労、飲酒等のちょっとしたきっかけで精神症状が再発するフラッシュバック（再燃現象）など困難な障害が現れることもあります。

また、シンナー乱用は右のような各種の事故にもつながり、毎年全国で数十人の青少年が死亡しています。死に至らないケースはその何倍もあるものと思われれます。



- 吸引用ビニール袋内の酸素欠乏による窒息死
- 吸引中のシンナーが引火しての火災、焼死
- 吸引時の精神症状による浮遊感から空を飛べるものと思いついでの高所からの墜落
- シンナー吸引中の酩酊状態による交通事故
- 自殺
- 幻覚・妄想による他人への暴力

# シンナーが脳や身体を破壊する！

## ●脳

脳の萎縮や中枢神経の麻痺などが起こります。

## ●精神症状

幻覚、妄想

## ●眼

視神経が冒されたり、眼底出血が起こります。視力低下、失明

## ●心臓

心不全  
血圧上昇  
不整脈  
胸痛

## ●歯

ボロボロになります。

## ●食道・胃

粘膜が冒され、出血します。胃痛、吐き気、嘔吐

## ●気管支・肺

粘膜が冒され、咳や痰が多く出ます。

## ●手足

ふるえ  
しびれ  
麻痺

## ●肝臓・腎臓

細胞の一部が破壊され、機能障害が起こります。食欲不振、黄疸、腹水、タンパク尿

## ●生殖器

萎縮、生理不順、生殖能力の低下  
母親が常習者の場合、胎児への影響があります。

## ●骨髄

赤血球が造られなくなります。貧血



## 地域や学校におけるシンナー乱用防止対策

### シンナーを乱用中の青少年を見かけたとき

- 学校や保護者に連絡する。
- すぐに警察に連絡する。
- 絶対に近づかない。注意しようと不用意に近づくのは危険です。

シンナーに酔った状態のときは、注意をしても通じないばかりか、攻撃的になっていたり、幻覚妄想状態であったりすることがあります。また、非行グループなどの場合、刃物を持っていることもあります。



### 工場や建設現場等で有機溶剤を使用する場合

- 盗難や紛失の防止のため、必ず鍵のかかる所に保管する。
- 屋外に放置しない。
- 盗難や紛失があったときは、すぐに警察へ連絡する。

### 有機溶剤(シンナー、接着剤、塗料等)を販売するとき

- 陳列は、店員からよく見える場所に。
- シンナーを乱用するおそれのある者には販売しない。



### 学校でのシンナー乱用防止の普及啓発

- PTAの会などで、積極的に薬物乱用防止の勉強会をする。
- 小学生に対する薬物乱用防止指導を実施する。
- 中学・高校生に対して薬物乱用防止教育を徹底する。

#### ■「薬物乱用防止啓発用ビデオ」の貸出し

申込みは、大阪市こころの健康センターまで ☎6922-8520

#### ■薬物関連問題相談(予約制)

各区の保健福祉センターを通じて予約を受け付けています。

# 家庭におけるシンナー乱用防止対策

## 普段から親子のコミュニケーションを保つ

- 子どもの交友関係を知る。  
(友人に誘われてシンナーを始める場合が多い。)
- 子どものストレス状態を把握する。  
(現実逃避としてシンナーを始める場合がある。)
- 親がまずシンナーの害をよく知り、子どもに教えておく。

## シンナー乱用も早期発見が重要

(発見が遅れるほど、やめられなくなる。)

- 問題行動や交友関係の変化に注意する。
- シンナー臭や持ち物(ビニール袋、シンナーを入れる缶や瓶)に注意する。

## シンナー乱用を見つけたとき

- 吸引中は注意しても通じないので、怒鳴りつけたり、無理やり取り上げたり、勝手に捨てたりしない。(怒りや反発を招くだけで、解決にならない。)
- 酔いが覚めてから話をする。(健康上の害、だんだん病みつきになること等。)
- 本人の意志でやめさせる。年齢相応の責任をとらせる。
- 乱用者を孤立させないで、家族全員の問題として話し合う。
- グループ吸引の場合は、特に警察との連絡、親同士の連絡を密にする。
- 保健福祉センターや児童相談所、警察などに連絡する。  
(専門家による相談業務を行っている。)
- シンナー乱用が相当期間に及んでいるときは、医師の診断を受けさせる。
- シンナーが病みつきになり、シンナー代を得るために窃盗や恐喝をすること(薬物探索行動)がある。このようなことがあっても安易に「尻ぬぐい」をしない。また、他人に迷惑をかけないようにと金銭を渡すのは禁物。
- 暴力行為があっても、腕力で抵抗せず、理性的に対処する。

## 保護者の皆様へ

子どもにこんなサインがあったら、問題行動に向かっていくかもしれません。子どものこころの危険信号を読み取ってください。

- ①帰りが遅くなるのを塾のせいだと思いませんか？



- ②部屋に入れてくれないということはありますか？



- ③顔色が悪く、食欲もなくなり、朝も起きづらいことはありますか？

- ④最近、友達や生活態度が変わったり、シンナー臭がする等ということはありますか？



## ■非行・問題行動に関する相談(電話番号)

大阪市教育センター心理教育相談	6572-0655	
大阪市中心児童相談所	6797-6520	
大阪府青少年相談センター	6944-3434	
グリーンライン(少年相談)	6772-7867	
青少年クリニック	6773-4970	
少年サポートセンター	難波	6211-3400
	梅田	6362-2225
	中央	6772-4000
覚せい剤110番(具体的な事案のみ対応)	6943-7957	
少年事件法律相談(大阪弁護士会・予約制)	6364-1248	

## ■健康問題に関する相談(電話番号)

北区 保健福祉センター 6313-9968	東成区 保健福祉センター 6977-9968
都島区 保健福祉センター 6882-9968	生野区 保健福祉センター 6715-9968
福島区 保健福祉センター 6464-9968	旭区 保健福祉センター 6957-9968
此花区 保健福祉センター 6466-9968	城東区 保健福祉センター 6930-9968
中央区 保健福祉センター 62679968	鶴見区 保健福祉センター 6915-9968
西区 保健福祉センター 6532-9968	阿倍野区 保健福祉センター 6622-9968
港区 保健福祉センター 6576-9968	住之江区 保健福祉センター 6682-9968
大正区 保健福祉センター 4394-9968	住吉区 保健福祉センター 6694-9968
天王寺区 保健福祉センター 6774-9968	東住吉区 保健福祉センター 4399-968
浪速区 保健福祉センター 6647-9968	矢田出張所 保健分室 6697-2671
西淀川区 保健福祉センター 6478-9968	平野区 保健福祉センター 4302-9968
淀川区 保健福祉センター 6308-9968	西成区 保健福祉センター 6659-9968
東淀川区 保健福祉センター 4809-9968	こころの悩み電話相談 6923-0936

発行 大阪市こころの健康センター ☎06-6922-8520

〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル 3階